景観まちなみ協定等に関する手続きの流れ

景観まちなみ協定

※景観協定も同様の手続きの流れ

みどりのまちづくりセンター（※1）へ「事前相談」はしていますか

いいえ

はい

【事前相談】

※1　公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（みどりのまちづくりセンター）
〒176-0012東京都練馬区豊玉北5-29-8
練馬センタービル8階　03-3993-8011（代表）

協定内容の検討や申請手続き、開始後の活動に対して、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（みどりのまちづくりセンター）がサポートします。

○お住まいのエリアでの話し合い
（協定のアイデア・イメージづくり）

○活動内容の検討
（勉強会、協定内容の具体化）

【申請書類】
・協定認定申請書、案内図、協定書の写し、代表者であることを証する書類等

【提出方法】
・窓口、郵送、電子申請

【提出先】

練馬区 都市計画課 都市計画担当係
〒176-8501　東京都練馬区豊玉北6-12-1
本庁舎16階　03-5984-1534（直通）

（提出資料の確認）

景観まちなみ協定の内容に基づく認定書の交付

○景観まちなみ協定の活動
（植物の植え替え・体験学習・まち歩きの開催等）

○みどりのまちづくりセンターとの連携
（運営のアドバイス、活動資金に関する情報提供等）